

トランプ米政権発足後、1ヵ月間の動きは？



トランプ米政権が発足して約1ヵ月が経過しました。同氏の言動は不確実性が高く、世界中がその動向を固唾を呑んで見守っています。約1ヵ月間の動きを整理してみましょう。

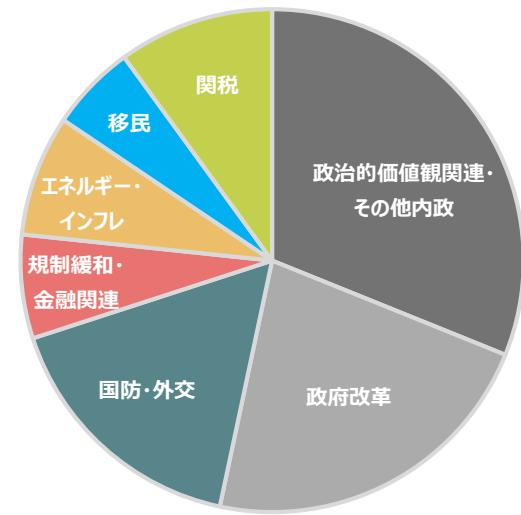
大統領令は政治的価値観や政府改革中心

まず、トランプ米大統領は2月14日までに計90本の大統領令（行政命令・覚書※）に署名しました。各大統領令を件数で大まかに分類すると、ジェンダー問題や地名の呼称といった政治的価値観に関するものや、DOGE（政府効率化省）の設置や政府職員の職場復帰など政府改革に関するものが多いことが分かります（右上図）。一方、関税政策、移民政策、規制緩和など、経済に与えるインパクトが大きいと考えられる分野での、大統領令の件数は多くないというのがここまで状況です。

関税政策に対して金融市场は大きく混乱せず

また、件数が多くないとはいえ、2月に入り関税政策の動きが出始めていますが、今のところ金融市场に大きな混乱は生じていません。トランプ米大統領は就任前に強硬的な関税政策の実施を掲げており、市場参加者は警戒感を高めていました。しかし、現状では事前の発言ほど強硬的なものとはなっていないことが、金融市场の落ち着きに繋がっているようです（右下図）。就任後のトランプ米大統領の発言などからはインフレ抑制を重視する姿勢が垣間見られており、インフレ再燃に繋がりやすい強硬的な関税政策には慎重になっている可能性があります。もちろん、トランプ米大統領の動向の不確実性は大きいため、今後の動きは慎重に見ていく必要がありますが、市場の反応を見るに落ち着いた政権の滑り出しになつていると評価できそうです。

署名された大統領令の大まかな分類



・2025年2月14日時点。
・内容をもとに筆者の判断により分類しました。
(出所) The American Presidency Projectより野村アセットマネジメント作成

関税政策に関するトランプ米大統領就任前の主な発言と足元の動き

	就任前の主な発言	足元の動き
対中国	一律60%の関税	10%の追加関税(2月4日発動)
対カナダ・メキシコ	すべての輸入品に25%の関税を課す	25%の関税適用を3月4日まで延期
対その他の国・地域	全輸入品に10～20%の一率関税	個別に相互関税を検討

・2025年2月14日時点。
・上記はすべての発言や動きを説明するものではありません。
(出所) 各種報道より野村アセットマネジメント作成

※「行政命令」は根拠法に基づいて行政組織に対して発する命令である一方、「覚書」は根拠法を明示する必要はありません。「行政命令」を大統領令とするケースもありますが、当レポートでは広く「行政命令」と「覚書」を大統領令としています。

ヨウスルニ

関税政策は今のところ警戒されたほど強硬的ではない。市場は大きく混乱せず、落ち着いた滑り出し



経済・市場を知る

もっと経済・市場を知る

エコシル と エコシルPLUS+ のご紹介

エコシルでは、経済・市場について1枚で読みやすく解説を行なっています。

エコシルPLUS+では、もっと詳しく、分かりやすく解説を行なっています。

過去資料については、野村アセットマネジメントHPでもご確認いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

野村アセットマネジメントからのお知らせ

ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

投資信託に係る費用について（2025年2月現在）

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ご購入時手数料《上限3.85%（税込み）》

投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。

運用管理費用（信託報酬）《上限2.222%（税込み）》

投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。

*一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。

*ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。

信託財産留保額《上限0.5%》

投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。

その他の費用

上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

NOMURA
野村アセットマネジメント

商 号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会